

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	「人間と遊び」という視点に立った科学技術の振興に関する事業	90.2

[1] 事業の概要について (注1)

1 事業で対象とする科学技術の構造と特徴

当財団では、学術及び科学技術の振興のうち、「人間と遊び」に関する科学技術の振興に特化して事業を行っている。野生動物にとって遊びは仲間との付き合い方や獲物の取り方などの感覚を身につける重要なプロセスであるのと同様に、人間にとっても遊びは自然や社会のいろいろな事象について学んだり、その能力やセンスを磨くための基本的なプロセスであり、乳幼児のときから成人に至るまで多くの人が遊びとともに成長してきた。

また、人類の長い歴史の中では、遊びは「琴棋書画」といわれる「文化」としての発展、芝居・演芸など計画的・意図的に人を楽ませる「エンターテインメント」としての発展、生気・鋭気を養うレクリエーション系と暇つぶしとなるパスタタイム系の両方を含む「アミューズメント」としての発展、競馬・カードゲームなど射幸心を追求する「博戯」としての発展というように様々な発展を遂げてきた。

こうした発展の過程では、生業に対する余技として、生業に影響を及ぼすことを恐れた為政者から弾圧されたことがたびたびあり、また、勤勉に対する道楽として人々から蔑視や偏見に晒されたことも多かった。

このため、否定的な評価を受けることも多かったが、大筋では、いつの時代でも、人々は遊びは生活になくてはならないものとして大切にしてきた。

このように、遊びは長い歴史と広範な内容を有しており、その中でも玩具、娯楽ゲーム、興業などたくさん売れて利益の出る分野については、産業として発展し、業界から多大の投資が行われている。しかし、他方ではこうした産業が手を出さない分野でも、子どもの成長、社会生活の充実、医療や福祉で利用されるものをはじめ、社会にとって有益なものが数多く存在している。

当財団は、「ゆとりと活力ある社会の構築に貢献する」ことを目的として、「人間と遊びという視点に立った科学技術の振興」を行うために設立され、こうした産業が手を出していない分野であるが、社会として重要と考えられる新しい適用領域の開拓、新しい手法・手段の開拓、伝統的なものの解析と再構築などを目指して活動を行ってきた。

こうした活動として、当財団では次のような課題領域について調査・研究・開発の振興を図ってきた。

(1) 人間と遊びの本質の解明

「人間とはそもそもどういう存在であり、その人間にとって遊びはどういう意味、効用を持つか」「なぜ遊び、なぜ熱中するのか」「遊びはどういう構造や機能を持ち、どのような発展が可能か」「遊びによる感覚的快感・達成快感・協働快感の構造」といった基本的な概念や原理を研究する。

(2) 遊びの影響に関する研究

「ゲームが脳機能の発達や身体機能維持へ与える影響」、「遊びが身体的機能や脳機能発達に与える影響」「遊びがコミュニケーション能力、協働能力、洞察能力などの社会的諸活動機能形成に与える影響」「笑いの脳賦活効果」など様々な影響について研究し、正しい知識の普及を図るとともに、マイナスの影響がある場合にはその除去の方法を探る。

(3) 遊びの手段や要素技術に関する研究

遊びの手段や要素技術の開拓にも取り組み、例えば次のようなジャンルの研究に助成を行ってきた。

○ 「身体の動きの可聴化による音遊びゲームの開発」「推理力を養うための光学迷彩の開発」(どちらもNHKの幼児教育番組に成果が応用された。)
 「携帯電話を利用した社会的参加体験型協働ゲームの開発」などの新しいゲーム技術の研究開発。

○ 「自閉症児の遊戯のための3D地形図の開発」「重度障害児の自発行動促進玩具遊びの開発」「脳卒中後遺症者用高次認知機能スクリーニングキットの開発」「遊びによる協働・創造性発揮の場の形成」「緑のレンジャー養成教材の開発」「乳幼児又は高齢者と一緒に遊べるロボットの研究」「様々な組立変更が可能な電子楽器の開発」などの用具・手段類の研究開発。

○ 「視線や脳波などを利用した障害者や病人が操作機器を使わなくても操作できるインターフェイスの開発」「体表点字のゲーム利用研究」「超音波振動型触覚インターフェイスの開発」など新しいインターフェイスの研究開発。

(4) 学校教育などへの利用

生活の利便性の向上などと引き換えに、身体や道具を使った遊びが減り、また体験を通じて人間の能力やセンスを磨くという遊びが持つ本来の機能が失われてきている。そこで、「生理的発達・発達における活用」「知的発達・発達における活用」「社会関係能力の涵養における活用」「認知・反応・判断の能力向上における活用」など、ゲームの面白さを活用して原体験の欠落や不足を補い、人間としての発達、能力やセンスの涵養を行う領域の研究の振興を図っている。

(5) その他のシリアスゲームの開拓に関する研究

ゲームの面白さを活用して社会的諸活動の効果効率を上げる「シリアスゲーム」の開拓は重要な研究領域であり、たとえば、次のような領域の研究の振興を図っている。

- 高齢者のデイケア、ボケ抑止など的高齢者福祉での活用
- 故障者、障害者のリハビリ、機能回復、機能付与など障害者治療での活用
- 複雑なプラント運転・保守、医療手術、非破壊検査判断力などの特殊専門技能訓練での活用

- 一般人に対する地震、火災、洪水などの防災訓練、高齢者詐欺などへの対応訓練などの社会教育での活用
- 裁判員体験、子どもの職業体験などの社会教育での活用

2 事業の内容

(1) 調査・研究・開発の推進

○ 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関し、社会のために役に立ち、あるいは社会にとって重要であると考えられる課題に関し、財団の設立目的に照らして早期に取り組むべき課題については、財団として重点とする課題及び推進方針を設定し、公募や専門家調査により実施者を選抜して調査・研究・開発を進める。

- 推進すべき課題及び推進方針については、外部学識経験者を中心に構成する企画委員会で構想をまとめる。
- 推進する課題は、理事会の議を経て、財団として重点的かつ能動的に推進する課題と位置付けて促進を図る。
- これまでに、「遊びと子どもの発達との関係に関する研究」「高齢者とゲームの関係に関する研究」「テレビゲームの脳への影響の研究」「テレビゲームの心理学的影響に関する研究」などを実施した。

(2) 調査・研究・開発に対する助成

○ 当財団では、「研究の内容」としては、「人間と遊び」という視点に立った科学技術を対象とし、「研究実施主体」としては、大学、短大、高専、国公立研究機関などの非営利の研究開発機関の研究者が実施又は主導するものを対象として研究開発の助成を行っている。（企業などの営利機関は交付対象から除外。）

○ 助成する研究開発は、広く公募し、外部学識経験者で構成する選考委員会で課題の選定及び助成額の査定を行っている。研究成果については、研究開発の実施者に成果報告書の提出及び発表会での説明等を義務付け、発表会の開催やホームページ掲載などによりその普及を図っている。

(3) 研究交流に対する助成

○ 「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関する学会、研究会等の活動、国際学会への参加あるいは開催協力などの科学技術交流活動に対して助成する。

○ 助成対象については、一般参加は対象とせず、研究発表を行うとか開催運営に協力活動を行うとか当該学会・研究会等において能動的な活動を行う場合において参加費、旅費、分担費用などを助成することとしている。

○ 助成の対象となる課題は、研究助成の募集を行う際にこれと併せて、広く全国の大学、高専、国公立研究機関などに募集要項を配って公募し、選考委員会で選考する。

交付対象者からは、参加後に交流活動の実施報告書を提出してもらっている。

○ 対象活動の選考に当たっては、これまで特に国際学会の開催、発表を重視して助成している。

(4) 普及啓発

○ (1)の財団のイニシアティブによる調査研究の成果、(2)の研究者のイニシアティブによる助成研究の成果の両方について、毎年成果発表会（一般に公開し、関心のある者は誰でも参加できる。）を開催して成果の広く一般への普及を図るとともに、毎年交流会を開催し、研究者、技術者、一般社会で関心を持っている者などの接触触発・交流を促進している。

○ 例えば、高齢者の福祉・介護に向けたゲームソフト「めんそーれ沖縄」を試作して「暮らしとデジタルインパクト展」に出品したなど「人間と遊び」という視点に立った科学技術に関し、広く普及することが有益と考えられる成果などについて、学協会や科学館、博物館などの展示イベントへの参加協力をを行い、また、助成研究者等に参加斡旋を行うことにしている。

○ 研究成果報告書だけでなく、研究成果を掲載した学術論文、解説記事、単行本についてもホームページで紹介し、成果をより利用しやすくすることとしている。

3 実施事業の財源

収益事業は行わず、財団の活動費用は基本財産及び基金の運用益で賄う。

今後の問題として、能動的かつ早急に推進したい課題で、運用益を超える資金を要するものが出てきた場合には、研究課題や推進方針を明示して、趣旨に賛同する者から寄付を募って推進することを検討することとしている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分がかかるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	定款第4条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	認定法別表第1号に規定する「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」のうち、『人間と遊びという視点に立った科学技術』の領域の振興を扱う。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(13) 助成(応募型)	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	◎ 定款第4条第1号の調査研究開発の推進について 1 事業の目的 第2号の研究の助成が第三者が行おうとする研究の内容が財団として応援に値すると認めたものを対象とするのに対して、第1号の調査研究は定款第3条の目的の達成するために財団自ら能動的に解決又は実現を図るべきと考える課題を対象にしている。 2 事業の進め方 (1)目的及び目標の明確化 外部の学識経験者を中心に構成する企画委員会において、「ゆとりと活力のある社会の構築に資する」という財団の設置目的に合致し、かつ、現在最も対応が必要かつ急がれると思われる課題を抽出して、研究の目的及び推進方針を整理する。 (2) 一般公募による募集と推進 一般公募により実施者が得られそうな場合には、重点とする理由や実施してほしい研究内容を「重点推進課題に関する募集要項」としてまとめて、この研究の実施者を全国から公募する。募集は、全国の大学、高専、国公立研究機関、高等学校等に募集案内を送付し、また、関連学協会を通じた募集広告、ホームページによる募集広告を行って全国から募集することを予定している。 また、応募者及びその実施計画の審査、経費の査定、成果の評価は、外部の学識経験者で構成する選考委員会を活用することにしており、研究実施者等の決定に当たっては利害関係者を選考過程から外すなど公平性の確保に努めることにしている。 さらに、研究実施者には成果報告書の提出、研究発表会での発表も義務付けている。 (3) 公募が効かない場合の措置 「人間と遊び」という視点に立った科学技術については、広範な領域にわたって行っている。	

		<p>くは、広範多岐の領域にまにかつしている上に、材料工学、電子工学などの伝統的な分野に比べて人材の層はきわめて薄い。このため、応募者が登場してくるのを待つのでは対応できず、能動的に研究者そのものを発掘、育成し、研究内容も新たに開拓していく必要があるものもある。</p> <p>そこで、きわめて先端的で研究者がまだ十分には育っていない新しい領域や標準的機器・方法の樹立のように客観性、総合力が特に重要な領域では、有識者へのアンケート、インタビューなどによって適材を発掘調査し、企画委員会で候補者を選び、その候補者に実施の可否の照会、実施可能なときは研究の具体的計画について協議して決めることを考えている。</p> <p>研究については、候補者が所属し、かつそれを実施してもらえらる大学、研究機関などの公的機関を募集し、そこに資金を提供し、人材を集めて実施することを原則としているが、適当な機関がないときは科学技術振興機構の戦略型創造研究推進事業(さきがけやERATO)のように時限的な組織を編成して進めることも考える。</p> <p>これらの一連の課題、研究者、実施機関の決定に当たっては、選考委員による専門的な評価を加えたり、利害関係者を選定過程から外すなど妥当性、公正性を確保するよう努めることにしている。</p> <p>3 情報公開 推進する調査研究の概要、担当者等についてはホームページで公表することになっている。</p> <p>4 成果の扱い 調査研究の成果は、成果発表会での発表、成果概要のホームページへの掲載、刊行物の出版などを通じて広く公表することになっている。</p> <p>成果発表会は、毎年開催し、成果概要の配布、口頭発表、ポスター発表、実演などを行うほか、交流会による質疑、討論、接触触発を行っている。コロナ禍になってからはオンラインでの発表会を開催するなどし、その模様を公式HPで公開するなど積極的な周知を努めている。</p> <p>出版については、毎年発表会で年報を配布するほか、研究参加者を集めて成果編集委員会を作り、「遊びが育てる子どものころ」(1996年)「子どもの心を強くする本」(1997年)「子どものやさしさを育む本」(1998年)のように成果を分かりやすくまとめたもの出版を行ったりしている。</p> <p>また、成果として出る知的財産は研究実施者に帰属させているが、資金の交付に当たっては法令や公序良俗に反しない限り、すべての希望者に利用させるよう指導している。(実施機関が公的機関であるため、今までは指導どおりで問題は起きていない。)</p> <p>以上</p>
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>◎ 定款第4条第2号の研究の助成及び第3号の交流活動の助成について</p> <p>1 目的の明確化、定款において「ゆとりと活力ある社会の構築に貢献すること」を目的とし、この目的の達成のために助成事業を行うと規定していること、募集案内において「社会文化の発展・人間福祉の増進」など不特定多数の利益となる事項に寄与することを目指すことを明らかにして募集し、助成している。</p> <p>2 募集機会 助成課題の募集については、毎年度に1度、選考委員会で当該年度の重点分野を決め、これを織り込んで募集要項を作成する。公募を開始し次のように周知を図っている。</p> <p>○ 応募者が存在する可能性があると思われる全</p>

		<p>国の大学、短大、高専、国公立研究機関・専門学校、高等学校等に対してポスター及び募集要項を付し、掲示してもらう。</p> <p>○ 関連研究者が所属していると思われる学協会に依頼し、学会誌などで募集情報を流してもらう。</p> <p>○ 助成機関の案内誌や財団のホームページに募集の広告を行うことによって、広く募集情報の周知を図っている。</p> <p>応募資格は、大学、短大、高専、国公立研究機関などの非営利の機関の研究者、大学院博士課程在籍者及びならびに大学院博士課程在籍者を代表者とする研究グループ、(但し、指導教官・教員の推薦を必要とする。)、その他理事長が特に必要と認める大学院修士課程在籍者、ならびに大学、短期大学、専門学校、高等専修学校、高等学校に所属する学生・生徒およびグループ(但し、指導教官・教員の推薦および補助を必要とする。)とし、営利企業は除外している。(営利を目的とする企業や団体の利益を図るような助成はしない構造になっている。)</p> <p>3 選考 課題の選考は、外部の学識経験者である専門家(専門家である非常勤理事及び評議員を含む)で構成される選考委員会で行う。 個別の選考においては、「申請者と同一の学科に属する」「申請者と過去3年以内に共同研究者であった」「申請者の推薦人である」など申請者と特別の利害を疑われる選考委員は審査、投票から外すなどにより選考の公正性を確保している。 選考は複数委員による書面審査、ヒアリング、全体討議などを駆使して丹念に行っている。</p> <p>4 専門家の関与 課題の選考は、社会学、心理学、脳科学、芸術学、電子工学、コンピュータ科学など関連する科学技術の専門家で構成する選考委員会で行っている。 また、選考委員会の構成員ではカバーできない専門分野の申請が出てきたときには、当該分野の専門家に分析評価を委嘱し、その結果を織り込んで選考できるようにしている。</p> <p>5 助成者の公表等 選考結果については、毎年1月頃、交付が決まった課題について、本人、所属機関に連絡するとともに、ホームページで、課題名、研究者名などを公表している。 助成金を交付し、<u>交付から1年間</u>を調査研究の実施期間としている。</p> <p>6 成果報告 助成対象者には、成果報告書の提出と直近の成果発表会での発表を義務付けている。 なお、財団としては、助成による研究の成果として発生した知的財産は交付先に帰属させることにしているが、助成事業実施規定により「法令や公序良俗に反しないかぎり希望者は誰でも利用できることにする」ことを規定し、助成金の交付に当たってはそのように措置されるよう交付先の指導を行っている。</p> <p>以上</p>	
(18) 上記事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が</p>	<p>◎ 定款第4条第4号の普及啓発について調査研究及び助成研究の成果並びに広く普及が望まれる科学技術について、成果発表会の開催、各種イベントへの参加などを通じて普及啓発活動を行っている。これらは前述の事業の一部とも言えるが次のように行うことにしている。</p> <p>1 目的の明確化 各イベントの案内書などで 社会文化の発展・人間</p>	

<p>適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>福祉の増進など公益増進(=不特定多数の利益の増進)を目指す内容の事業であることを明確にすることになっている。</p> <p>2 受益の機会 各種イベントの参加については、ホームページや案内書で、広く一般に開催情報の周知を図っており、参加者に資格制限は設けていない。</p> <p>3 プログラム 事実調査研究及び助成研究の成果並びに重要な科学技術に関して、成果発表、解説、討議、展示、体験指導などを行うことにしている。また、調査研究における試作品や普及のための試作品が作られたときはその展示を行う。解説や体験指導は、原則として、当該技術の研究者が行う。</p> <p>4 成果のフォロー 選考委員は、原則として成果発表会に出席し、交付結果の追跡評価を行い、次回以降への反映を図る。 また、成果の概要、成果を掲載した学术论文・解説書などをホームページに掲載し、その利用を促進することになっている。これまでも、成果について問い合わせがあり、その利用について申込者と研究者との間を取り次いだり、斡旋したりしている。</p> <p>5 その他 現在は、実施していないが、この分野の研究開発の振興や知識の普及に貢献するための表彰について状況が整えば行いたいと考えている</p>
---	---

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。